

修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について周知する
ものです。

事務連絡
令和2年6月26日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について

修学旅行の実施については、それぞれの実情等を踏まえて、各学校や学校設置者において適切に判断いただいているところですが、このたび、修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際して、お困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いいたします。

また、修学旅行等については、Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）の対象としておりますので、旅行業者等を通じて御活用いただきますようお願いいたします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 修学旅行の相談窓口の設置等について

関係団体に御協力いただき、以下のとおり修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際し、旅行計画の変更や宿泊施設等に関してお困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いいたします。

また、観光庁から別添1「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」（令和2年6月26日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）のとおりに、関係団体を通じて旅行業者に対して、各学校の事情等を踏まえて柔軟に対応

するよう依頼しておりますので、旅行業者に対してもあわせて御相談ください。

(旅行計画の変更に関する相談窓口)

- ・公益財団法人日本修学旅行協会：03-5640-8061
- ・公益財団法人全国修学旅行研究協会：03-5275-6651

(国立の青少年教育施設への宿泊や自然体験活動の提供に関する相談窓口)

- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構：03-6407-7752

※別添2「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」参照

2. Go To トラベル事業の活用について

国内の修学旅行や研修旅行等については、本事業を活用することができますので、保護者の経済的負担軽減を図るためにも、本事業の活用も御検討いただきますようお願いいたします。

本事業は、別添3「Go To トラベル事業（概要）」のとおり、宿泊・日帰り旅行代金の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンが付与されるものです。

なお、本事業の開始時期等が決まりましたら、事業の具体的な申請方法等について、改めてお知らせいたします。

<添付資料>

- 別添1 「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」
(令和2年6月26日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡)
- 別添2 「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」
- 別添3 「Go To トラベル事業（概要）」

<本件連絡先>

【修学旅行に関する相談窓口】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線2389）

【Go To トラベル事業に関する相談窓口】

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

電話：03-5253-8111（内線：27-310）